

令和8年度呉市火葬場残骨灰処理業務 基本仕様書

1 業務名

令和8年度呉市火葬場残骨灰処理業務

2 業務の概要

(1) 呉市斎場，呉市東部火葬場，呉市蒲刈火葬場及び呉市豊火葬場の4火葬場（以下「火葬場」という。）で保管する残骨灰を保管場所から受注者の処理施設まで安全かつ確実に搬出・運搬する。

なお，残骨灰とは，収骨後に残された人骨，台車保護材及びフィルター等集塵灰を含んだ塵芥類の総称である。

(2) 受注者の処理施設で残骨灰を適正に処理し，選別した残骨を残骨用墳墓に埋蔵するとともに，処理工程において選別した有価物（金，銀，プラチナ，パラジウムの含有が見込まれるものをいう。以下同じ。）を精錬した上で，呉市長（以下「発注者」という。）に返還する。

3 業務の期間

契約締結日 から 令和9年3月31日 まで

4 残骨灰の保管場所

所在地	火葬場名	保管場所
呉市焼山町字鍋土10723番地の24	呉市斎場	別紙1-1のとおり
呉市安浦町大字安登字寒風11018番地の1	呉市東部火葬場	別紙1-2のとおり
呉市蒲刈町田戸41番地1	呉市蒲刈火葬場	別紙1-3のとおり
呉市豊町大長字南北小長4318番地3	呉市豊火葬場	別紙1-4のとおり

5 予定数量

約7.4トン見込（火葬件数：人体2,800件，動物225件）

※ 令和8年4月～令和8年12月火葬分（9か月分）の処理を想定。

※ 見込件数であるため，件数については変動する可能性がある。また，件数に変動があった場合であっても，委託料の変更等を行わない。

【参考】過去の火葬件数（年間）

年度	火葬件数				
	12歳以上	12歳未満	死産児	胞衣	動物
4	3,577件	3件	26件	216件	337件
5	3,665件	3件	15件	159件	281件
6	3,885件	3件	27件	176件	298件

6 業務の内容

(1) 一般事項

受注者は，業務の実施に当たり，火葬された故人の尊厳を尊重することを第一とし，礼を失しない方法により丁寧に残骨灰を取り扱うこと。

(2) 搬出・運搬

ア 人員，機材等

受注者は，保管場所からの搬出・運搬に必要な人員，車両その他必要な機材を自ら調達し，実施すること。また，運搬車両は，原則，受注者が所有する車両を使用すること。

イ 搬出時間，搬出経路等

(ア) 搬出作業は，呉市斎場については，呉市斎場の職員立会いのもと実施し，東部火葬場については，呉市東部火葬場の職員立会いのもと実施すること。搬出時間は，開場時間内で火葬場の職員と協議して決定すること。なお，蒲刈火葬場及び豊火葬場は職員が常駐していないため，東部火葬場の職員と受注者で協議して定めるものとする。

(イ) 搬出経路等は，火葬場の職員と受注者でそれぞれ協議して定めるものとする。

ウ 搬出頻度及び時期

(ア) 呉市斎場及び呉市東部火葬場の搬出

a 第1回目の搬出は，本契約締結後、速やかに実施すること。

b 第2回目以降の搬出は，3か月に1回以上の頻度で定期的実施すること。

c 本契約の履行期間内における最終回の搬出は，令和9年1月5日から令和9年1月31日までの間に実施すること。

(イ) 呉市蒲刈火葬場及び呉市豊火葬場の搬出

令和9年1月5日から令和9年1月31日までの間に1回実施すること。

エ その他

(ア) 火葬場における残骨灰保管に必要な飛散防止処理を施した袋及び，金属類保管に必要なコンテナを契約後速やかに各火葬場に配備すること。

なお，配備においては，最終回の搬出後に生じる残骨灰の保管も含めて，支障が生じないよう適切な数と期間の措置をすること。

(イ) 受注者は，搬出時に残骨灰が飛散，流出しないように措置を講じるとともに，防塵マスクを着用する等の適切な安全対策を講じること。

(ウ) 受注者は，搬出後に残骨灰保管室，搬出経路等の清掃を行うこと。

(エ) 受注者は，運搬時に残骨灰を収容している袋等が荷崩れしないよう荷台をシートで被う等，残骨灰が飛散，流出しないような対策を講じること。

(オ) 受注者は，最も安全かつ効率的な運搬経路を選択するとともに，事故等が発生した場合等にも運搬を継続できる体制及び発注者への連絡体制を整備すること。

(カ) 残骨灰を収容している袋等は，受注者の責任のもと適切に処分すること。

(3) 残骨灰処理

ア 保管

(ア) 受注者は，受注者の施設内であって，床が不浸透材料である専用区画に搬入した残骨灰を保管するとともに，残骨灰が飛散，流出しないような対策を講じること。

(イ) 受注者は，残骨灰を保管する際に，計量検査を受けた計量器を用いて搬入した残骨灰の重量を計量し，記録すること。

(ウ) 受注者は，残骨灰を収容している袋等に呉市の残骨灰である旨，火葬場名，人体・動物の別，搬入日等を表記し，発注者及び発注者以外の残骨灰並びに人体及び動物の残骨灰が相互に混入しないように保管すること。また，処理前後の残骨灰が混在しないように保管すること。

イ 残骨及び有価物の選別等

- (ア) 受注者は、受注者の施設内であって、床が不浸透材料である専用区画で残骨の選別等を行うとともに、残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。
- (イ) 受注者は、発注者及び発注者以外の残骨灰並びに人体及び動物の残骨灰が相互に混入しないように残骨及び有価物の選別等を行うこと。
- (ウ) 受注者は、残骨灰から残骨、有価物、それ以外を選別すること。
- (エ) 選別した残骨は、残骨用墳墓に埋蔵するまでの間、発注者専用の容器等に收容することとし、收容する容器等には、呉市の残骨灰である旨、人体・動物の別等を表記し、発注者以外と発注者の残骨並びに人体及び動物の残骨が相互に混入しないように保管すること。
- (オ) 選別した有価物は、精錬するまでの間、発注者専用の容器等に收容することとし、收容する容器等には、発注者の有価物である旨等を表記し、発注者以外と発注者の有価物が相互に混入しないように保管すること。また、保管場所は、部外者の立入りを禁止するとともに、盗難等の事故に遭わないよう、セキュリティには万全を期すること。
- (カ) 残骨及び有価物以外のものは、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。
また、残骨灰に含まれる六価クロム、ダイオキシン類等の有害化学物質については、定期的に測定し、適切に無害化处理等を行うこと。

ウ 残骨の埋蔵

- (ア) 受注者は、受注者の責任のもとに、残骨用墳墓を確保する。当該墳墓の所有者が受注者と異なる場合は、適正な使用承諾等を得ていること。また、残骨用墳墓は、遺族等が参拝できる場所とすること。なお、当該墳墓の設置場所の所在地及び名称は、発注者が遺族等に公表するものとする。
- (イ) 選別した全ての残骨は、火葬場から残骨灰を搬出した日から起算して60日以内に、人体と動物の残骨を区別して、それぞれの残骨用墳墓に埋蔵すること。
- (ウ) 受注者は、選別した残骨を残骨用墳墓に埋蔵した場合、その旨を速やかに発注者に報告すること。

エ 有価物の精錬・返還

- (ア) 選別した有価物は、適切に精錬した上で、売却可能な地金（インゴット）の状態が発注者に返還すること。なお、返還量については、発注者が公表するものとする。
- (イ) 金及び銀は、純度99.99%以上に、プラチナ及びパラジウムは、純度99.95%以上に精錬し、銀以外のものは、純分認証極印（ホールマーク）を打刻すること。ただし、純分認証極印の打刻が困難である場合は、本市の承諾を得たそれに代わる証明書を添付すること。
- (ウ) 令和8年7月31日までに搬出し精錬した有価物は、令和8年9月30日までに、令和8年10月31日までに搬出し精錬した有価物は、令和8年12月25日までに、令和9年1月31日までに搬出し精錬した有価物は、令和9年3月31日までに、それぞれ発注者が指定する場所（呉市内）に、返還することとし、返還予定日、返還方法等について事前に発注者・受注者間で協議すること。また、受注者は、精錬した有価物の返還量等について、別紙2により発注者に報告することとし、精錬業者が作成した重量及び純度を証明する書類を添付すること。
- (エ) 精錬した有価物の保管場所は、部外者の立入りを禁止するとともに、発注者に精錬した有価物を返還するまで、盗難等の事故に遭わないよう、セキュリティの確保をすること。

7 現地確認等

本契約の履行期間中に、残骨灰処理等が適切に実施されていることを確認するため、発注者の職員が受注者の処理施設及び残骨用墳墓の現地確認を適宜行うものとする。

当該現地確認の折に、発注者の職員は、必要に応じて、受注者の業務の履行に立会い、受注者の事務所等への立入り、又は書面により報告を求めることができることとし、受注者は、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

8 実施計画書

呉市業務委託契約約款第2条に定める実施計画書は、次の事項について記載すること。

計画の作成に当たっては、本業務が当該年度の業務であることに留意して提案すること。

- (1) 残骨灰処理施設の所在地、名称及び業務体制
- (2) 呉市業務委託契約約款第8条に定める業務責任者
- (3) 6の各業務の実施日程
- (4) 6の各業務の実施方法
- (5) 残骨用墳墓の所在地及び名称
- (6) 有価物の精錬を行う者の所在地及び名称
- (7) その他発注者が指示する事項

9 実施報告書

- (1) 呉市業務委託契約約款第10条に定める委託業務実施報告書は、次の事項について、人体の残骨灰と動物の残骨灰を区分して記載した報告書とすること。

ア 各火葬場の残骨灰搬出日及び搬出日ごとの残骨灰重量

イ 残骨灰を選別等した後の種類別重量（残骨、有価物、それ以外）

ウ 残骨の埋蔵日

エ その他発注者が指示する事項

- (2) 報告書には、搬出、残骨灰処理等の工程ごとの作業状況写真を添付すること。

10 その他

- (1) 「6 業務の内容」(3)ウの業務完了の都度、速やかに「9 実施報告書」に準じた報告書を発注者に提出し、本業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 受注者は、契約終了後であっても、本業務の範囲内における発注者の問い合わせに応じること。
- (3) 本業務に関する法令、条例、規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、受注者の負担において、適正に行うものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者及び火葬場の職員と連絡を密に取り、火葬場の運営に支障が生じないよう留意すること。
- (5) 本仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。